

第2回航路標識協力団体制度に関する検討会議事録

令和3年9月27日

【小笠原海上交通企画官】 定刻になりましたので、ただいまから第2回航路標識協力団体制度に関する検討会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めさせていただきます、海上保安庁交通部企画課海上交通企画官の小笠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB会議システムを併用して開催させていただいております。通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止が生じる場合がございます。

また、発言者の音声のみで映像が伝わらない場合もございます。あらかじめ御了承ください。

また、本検討会につきましては、情報公開の観点から会議自体を公開するとともに、議事録等を海上保安庁のホームページに掲載することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切替えをお願いいたします。

本日は活発な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の御紹介につきましては、前回検討会において御欠席となっておりました方のみを御紹介することといたしまして、その他の方におかれましては、資料の配席図をもって代えさせていただきます。

灯台どうだい？編集長として御参加いただいております、不動委員でございます。不動委員、よろしくお願いいたします。

【不動委員】おはようございます。灯台のフリーペーパーを自費で制作し、配布しております。そういう活動をして灯台の魅力を発信したいと考えております不動まゆうと申します。このフリーペーパーを発行する活動はあくまで自分でやりたくてやっている活動で、仕事といたしましては、楽器の博物館で学芸員を務めております。学芸員という仕事をする中で、文化財を次の世代に引き渡すということを常日頃から考え、また、灯台が大好きなファンの一人でございますので、そういった点からも今回の会議に参加したいと思っております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

【小笠原海上交通企画官】ありがとうございます。銚子市商工観光課長の石井委員におかれましては、御都合により欠席となっております。事前に議題に関する御意見をいただいておりますので、後ほど御紹介をさせていただきます。なお、海上保安庁の出席者につきましては、お手元の配席図をもって代えさせていただきます。

次に、お手元に配布しております資料の御確認をお願いいたします。配布資料につきましては、議事次第の下のところに一覧として載せておりますので、資料に不備がございましたら事務局までお申し付けください。

Web会議システムにて参加いただいている委員の方におかれましては、御発言の際、画面上の挙手ボタンを押してから御発言頂きますようお願いいたします。

また、御発言の際には、マイクをオンにし、お名前をおっしゃってから御発言いただき、終了した際にはマイクをオフとしていただくようお願い申し上げます。

システムの関係上、音声聞き取りにくい場合等がありますので、御発言は、ゆっくりと、明瞭な声でお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、座長の工藤委員にお願いしたいと存じます。

工藤委員、よろしくお願いいたします。

【工藤委員】 工藤でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。議事をこれから進行させていただきます。皆様、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の議題は、航路標識協力団体の審査基準等の運用基準ということで、まずは、第1回検討会の振り返りとして、第1回検討会で出た論点について御説明いただき、続いて、運用基準案のパブリックコメント実施結果、航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引き（仮称）案、第1回募集の進め方（案）、新制度の周知状況の順で審議に入っていきたいと思います。

それでは、「第1回目の検討会における論点」について、事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【岩崎海上交通企画官】 海上保安庁交通部企画課海上交通企画室の岩崎と申します。御説明させていただきます。

議題の第一回検討会の論点として、各委員から御発言のありました主な御意見に対し、以

下のとおり整理させていただいております。全部で6点ございますが、まず1点目としまして、運用基準に本制度の趣旨・精神を明確に示して欲しい。お金儲けが主目的になっていないか、またバリアフリー対策に関しては灯台には難しい場合がある。これらの対応でございますが、航路標識協力団体の基本姿勢は航路標識の維持管理等を自発的に行う民間団体等であることに鑑み、これらの趣旨を確実に伝えていくこととしております。また、収益は活動に要する経費を賄う範囲内で認めることといたしております。バリアフリー対策については指定の要件とはしておらず必須ではございません。本制度の趣旨・精神に基づき、団体の判断による対応となっております。

2点目としまして、文化財を保全するにあたり、保存活用計画が非常に重要であり、そこに協力団体が行う工事等の内容を明文化するべきとの御意見をいただいております。こちらの対応としては、保存活用計画の策定にあたり、予め協力団体の行う工事等の内容を明文化することとしております。

3点目としまして、文化財としての価値を損なうような工事を行うべきではないとの御意見について、対応としては、文化財として登録されている航路標識の工事を実施する場合、文化財保護法に基づき適切に手続きを行うこととしております。

4点目と5点目としまして、観光は経済や人流に大きな影響があるので、地域の観光計画の中での位置づけを地域目線ですっきりとウォッチすることが重要である、また運用基準の「協調性」は地域の中でどうやってこの取組を共同で見えていくかといった視点も盛り込めないかとの御意見です。これらの対応といたしまして、運用基準の中で「協調性」という項目で審査することとしております。航路標識協力団体と地域の関係者（市町村等）との協調性が認められることをこの項目で確認することとしております。

6点目としまして、文化財の管理主体は海保とあるが文化庁への手続きについても引き続き海保が行うという認識で良いかの対応として、文化財の管理者である海上保安庁が文化庁に対して必要な手続きを行うこととしております。第一回検討会に関する論点は以上です。

【工藤委員】ありがとうございました。次に、「パブリックコメント実施結果」について、御説明をお願いいたします。

【寶達専門官】海上保安庁交通部企画課専門官の寶達と申します。続きましてパブリックコメントの実施結果について御報告させていただきます。まず概要としまして、航路標識法の規定により、航路標識協力団体の指定要件等が定められております。これに基づき、申請方

法、審査基準、監督基準等の基準を新たに制定する必要があることからパブリックコメントを実施しました。実施期間につきましては、本年8月2日から9月1日までの約1月間実施したところ、1件の御意見を頂戴しております。内容としましては、航路標識は航行の安全上はもちろん安全保障上も重要度は大きいものですから、協力団体に反日的団体とかスパイが入り込めないように指定基準はしっかりと作成していただきたいとの意見を賜っております。これにつきまして当庁の対応としては、航路標識法第7条の規定において業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを航路標識協力団体として指定することとしておりまして、本趣旨に照らして適切に審査していこうと考えております。パブリックコメントの結果につきましては以上となります。

【工藤委員】 ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容につきまして、委員の皆様から御意見などございますか。

【不動委員】 不動です。ありがとうございます。前回の検討会における論点に関する対応について、1点確認させていただきたいのですが、文化財としての価値を損なうような工事を行うべきではないという意見に対する対応として、文化財として登録されている航路標識の工事を実施する場合としているが、まだ文化財に登録されていない明治期灯台に対してはどのようなサポートを行うのでしょうか。

【西潟主任技術官】 整備課の西潟と申します。文化財に指定されていない航路標識につきましても、当然のことながら船舶航行の安全のために必要な施設であり、むやみに形状を変える価値を損なうような工事の申請を承認するつもりはございません。申請があった段階で内容を細かく審査させていただいて価値を損なうことが無い様対応する所存です。

【不動委員】 ありがとうございます。では、審査をする方は航路標識としてだけではなく、歴史的な文化財としても価値が判断できる方がいらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

【西潟主任技術官】 続けてお答えします。我々も明治期灯台等は非常に歴史的文化的価値を有しているものと認識しており、以前明治期灯台について歴史的文化的な価値を調査することの委員会を開いた経緯があり、これに準じて保全に努めてまいります。

【不動委員】 ありがとうございます。一つの基準があるということで納得いたしました。

【工藤委員】 ありがとうございます。その他の委員の皆様いかがでしょうか。

【藤岡委員】 藤岡です。一連の文化財のどこに価値を見るかは灯台ごとに違い、その判定は簡単ではないため、すでに重要文化財の指定を受けているものに関して、先ほどの保存活用

計画を策定することがとても大事となります。保存活用計画では、文化庁が認定した主任技術者の指導を受けつつ、個別の灯台ごとに保存個所と、変更していい個所を決め、それを文化庁長官に認定してもらう必要があるため、かなりの時間を要することになります。例えば灯籠周辺のテラスの鋳鉄製手摺などは傷んでいる場合が多く、公開して一般人を灯台に上げるとなった際に、内側にさらに手摺を設置すべきではないかというようなことが問題になります。またペイント補修の際にオリジナルの色を確認する必要があるなど、注意すべき点があります。個別の灯台ごとに文化庁と相談の上で保存活用計画を、できるだけ早く作成しておけば、変更していい個所については、事前の許可がいらず、書面での事後報告でよくなるため、ぜひ保存活用計画を進めていただきたい。これがあると、協力団体も保存活用計画に従って維持がしやすくなります。以上です。

【西潟主任技術官】藤岡先生の貴重な御意見ありがとうございました。すぐさま全ての明治期灯台については厳しいかと思いますが、御意見を賜りましたとおり、今後とも文化財的歴史的価値がある灯台を保全していくために必要な行為でありますので、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

【工藤委員】ありがとうございます。他の委員の方はよろしいでしょうか。それでは引き続きまして、航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引き（仮称）（案）について、御説明をお願いします。

【寶達専門官】続きまして航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引き（仮称）（案）について御説明させていただきます。当該手引きの構成としましては、冒頭のはじめに、第1章から第5章までの構成で考えております。

はじめにの内容といたしましては、当該航路標識法の制度の創設から始まりその目的、手引きについては航路標識協力団体の指定を受けようとする場合の申請等の手続きや指定された後に遵守すべき事項などを対外的に提示させて頂くことを目的として作成したいと考えております。

次に、第1章の航路標識団体の役割についてです。具体的に航路標識団体として認められる団体について明記しております。また、団体としての活動以外としては航路標識団体としての名を使用した活動はできない旨も記載しております。次に、団体の活動についてです。団体の活動内容として、は次の①～④のうち、1つ以上の活動を必ず実施していただくことを条件としております。一つ目としては航路標識に関する工事又は航路標識の維持。二つ目としては航路標識の管理に関する情報または資料収集及び提供、三つ目として航路標識

の管理に関する調査研究、四つ目として、航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発、また、これらの活動の附帯業務としてキャンプ場やツアーガイドなどを実施することを可能としております。次に、主な活動の概要、補足等を記述しております。はじめに、簡易な点検がどのようなものであるかについて、解説しているものです。例えば灯台の簡易な点検の具体例として、日ごろから活動で灯台を訪問した際、灯台の敷地内の建物や施設が壊れていないか目視点検し、異常があった場合には海上保安部に通報していただくなど。次に、灯台に関する歴史的資料の収集、保管です。次に、灯台の歴史調査、構造調査です。これらにつきましては、指定を受けようとする灯台のみならず、全国の灯台や航路標識事業に関する歴史調査、構造調査についてもこの活動の範囲に含めることとしております。次に、灯台の一般公開についてです。灯台の一般公開を実施する際の要件としまして、安全対策等を十分に取った上で実施していただく必要があると思いますので、きちんと安全管理を徹底していただくようマニュアル等を作成していただく旨記載しております。次に、灯台の歴史的資料の展示ですが、これにつきましては、歴史的資料の収集等での御説明のとおりです。また、夜間活動・ワークショップの開催について、前段に御説明いたしました灯台の一般公開に準ずるものとして整理してございます。最後に附帯業務としての収益活動についてです。附帯業務として行う収益活動は本来の活動目的達成のために実施するものであり、当該活動に必要な経費を賄う範囲で実施可能としております。

また、注意書きに記していますが、草刈り、清掃活動等の維持活動については指定を要せず従来通り行うこともできると整理しております。

次に、第2章の航路標識協力団体の募集についてです。募集の時期に関しては、毎年募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募を行うこととしております。実際には最低年一回の募集を考えております。また、これらの公募につきましては、当庁のホームページ等に掲載し募集を促すこととしております。次に、申請資格についてです。団体としての指定の申請を行うことができる者は、法令により法人又は法人に準ずる団体として、次に、掲げるすべてに該当している者に申請の資格が認められております。具体的には①代表者が定まっていること、②の事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法等10項目の具体的な要件に合致していることが申請の要件となります。

次に、第3章航路標識協力団体の指定等として、申請・届出の手続きの概要について、申請届出一覧に提示しているものです。具体的には、指定の申請については、法に基づき、これらの様式、例えば第1号様式の航路標識協力団体指定申請書を、新規については募集期間

中に、継続する団体については指定満了の前年の募集期間までに提出していただく等を明記しております。その他については記載のとおりです。次に、申請・届出の手続きの概要について留意事項等を記しているものです。申請・届出の様式は当庁のホームページ等からダウンロードできることとしておりまして、ここで留意していただきたい事項として、団体が指定期間中に当初申請していない活動を、例えば新たに灯台の一般公開、新たに収益活動を開始したい場合につきましては、当初提出していただいている活動実施計画の変更の届出ではなく、改めて指定の申請手続きを行っていただくことと考えております。また標準処理期間につきまして、指定の申請（新規および継続）の標準処理期間は概ね3カ月程度を考えております。次に、指定の申請手続きに関する要領でございます。申請要領ですが、申請に関する具体的問い合わせ先につきましては、海上保安本部をはじめ担当の海上保安部に問い合わせさせていただくよう考えております。尚、申請の様式に伴う申請添付書類等につきましては、具体的に次に掲げる表のとおりと考えております。申請関係の書類等につきましては、募集期間内に各担当の航路標識を管理しております海上保安部に提出していただくよう考えております。複数の航路標識の申請を行いたいとする団体等にきましては、複数の航路標識の内容を一括する、又は共通して申請書類を作成するなど、できるだけ配慮して考えたく存じます。次に、下に示す図については、航路標識協力団体の指定までの流れを示しているものでございます。次に、7 審査基準 につきましては、具体的に二つに分類して申請を審査するよう考えております。一つ目に、過去の活動実績に関する審査に関して、具体的に次に、掲げる事項について確認することとしております。内容としましては、継続性、協力性、活動姿勢、公益性です。二つ目の活動実施計画に関する審査としましては、具体的に次に、掲げる事項を確認することとしております。実効性、貢献度、協調性、公益性です。第一回でも委員の先生方から御意見を賜ったところの対応として、活動実績に関する審査・活動実施計画に関する審査に共通します公益性につきまして、収益活動の内容が、本来の活動目的達成のために実施しているもの、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施していることが認められることをしっかりと確認することとしております。次に、指定に関する事項となります。指定に関しましては、実際に指定された協力団体に対して指定書の交付等を考えております。また、留意事項としましては、書類審査等にあたり書類の審査のみならず、必要に応じ申請のあった団体に対してヒアリング等を考えております。当該団体の指定期間につきましては、概ね5年を上限と考えております。また、指定につきましては指定期間の満了をもって効力を失うものですから、再度継続して指定を希望する団体については継続申

請を提出していただくことを考えております。次に、変更等の手続きについて、実際に次の変更等を行う団体については、所定の時期までに関係書類を届出等していただくよう書いております。一つ目としましては航路標識協力団体の名称、住所又は所在地に変更があった場合。次に、活動実施計画の変更があった場合。ただし、実施計画内容を変更する場合であっても、軽微な変更については届出を不要とするなど、できるだけ申請手続き等を簡略化できるように配慮したいと考えております。次に、航路標識協力団体の代表者、規約等の変更、航路標識協力団体の解散する場合の手続き。次に、指定の取り消しした場合の変更等の手続きについて規定しているものです。活動状況の報告に関して御説明させていただきます。いわゆる団体が活動した活動状況につきましては、毎年6月末までに前年度分の活動状況を報告していただくこととしております。また、必要に応じて臨時に報告していただく場合も考えております。

次に、第4章の改善命令、指定等の取り消し等に関する手続きの概要についてです。活動内容の改善については、次のいずれかの要件に合致する場合、又はそのおそれがある場合に関しては、団体に対して改善を命じるなど必要な措置をとることとしております。具体的には、指定後活動を適正かつ確実に実施していないと認められる場合。同じく指定後要件に適合しなくなった場合につきましては、助言等をしつつ対応させていただくことを考えております。次に、指定の取り消しについてですが、これら活動の改善が見受けられないような場合につきましては、指定の取り消しを考えております。具体的には団体が、詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合、要件を満たさなくなった場合、虚偽の報告・命令に違反した場合を想定しております。次に、取り消しをした場合、書面により直ちに指定されている団体に通知することを考えております。また、協力団体に対しては団体の活動の実施に当たり、団体に効率的な活動を実施していただけるよう当庁から必要な情報の提供又は指導もしくは助言を行う場合もございます。

次に、第5章のその他ですが、公示につきましては、団体を指定した場合等につきましては、必要な情報を当庁のホームページ等に掲載したいと考えております。次に、航路標識の工事又は維持に関する手続きにつきましては、当該協力団体の申請手続き以外に、その必要な手続きがある旨を記載しているものです。次に、掲げる国有財産の使用に関する手続きに関しても国有財産の使用に係る所要の手続きが必要である旨記載しているものでございます。次に、具体様式を提示しておりますが、航路標識協力団体指定申請書（新規・継続）と航路標識協力団体指定証の様式となります。説明につきましては以上となります。

【工藤委員】ありがとうございました。ただいま御説明があった内容につきまして、まず初めに、本日御欠席である石井委員から御意見をいただいておりますので、事務局から発表をお願いいたします。

【岩崎海上交通企画官】海上交通企画室の岩崎です。石井委員の御意見について発表いたします。2点の御意見をいただいております、1点目として、標準処理期間を概ね3カ月程度としているが、例えば、協力団体が収益活動を伴うイベントの開催を企画したい場合、具体的に企画するかなり前から申請をする必要があり、あまり現実的ではないのではないか。航路標識協力団体として継続した活動を実施していくためにも、財源確保は重要であるので、柔軟に対応すべきであると考えます。

続いて2点目として、指定期間は最大5年間とあるが、航路標識法を確認したところ、そのような指定期間を指定するような記載はないが、法的根拠のない期間（5年間）を指定期間とする理由を確認したい。以上でございます。

【寶達専門官】1点目につきましては、概ね3カ月程度の標準処理期間とは、指定を求める団体の申請を受理した後、内容の確認や審査を行い、決定を通知するまでのひとつの目安となる期間を意味するものとなります。

例えば、すでに指定を受けている団体が、追加で事業を行いたい旨の申請を行いたいとした場合、その審査期間がどれくらいになるかについては、申請の内容により3カ月よりも短くなる場合もあれば長くなる場合もあり得ることを考えています。また仮に、収益事業について追加で申請があった場合、指定を受けた際の団体の活動の性質を変えるに等しいものと認められる場合につきましては、新規指定の申請を審査するのと実質的に同様の審査期間を要することもありうるとも考えてございます。

2点目につきまして、最大5年間の指定期間は、適正かつ確実な業務の実行を担保するための目安の期間を考えて、他の協力団体制度も参考にして定めたものです。場合によって指定期間を無期限、又はあまりに長期とすることで、団体の運営状況や業務の実態等を適切に把握することが困難と考えておりました、定期的に指定する更新期間、いわゆる指定期間の最大5年としましては、妥当な範囲であると考えてございます。

【工藤委員】ありがとうございました。それでは他の委員の皆様、御意見・御質問ございましたらお願いします。寺崎委員お願いします。

【寺崎委員】 寺崎です。私の声は聞こえていますでしょうか。御説明があったかもしれませんが、この協力団体とは一灯台当たり一団体のみなのでしょうか。あるいは複数から同時

期に申請等があった場合、どういう対応をするのでしょうか。また、協力団体の本所所在地というのは特に制約はないのでしょうか。どこで活動する団体であってもいいのか、全国ネットワークの団体がある特定地域のところで活動してもいいのか。この2点をお伺いします。

【工藤委員】では事務局のご対応してくださる方お願いします。

【寶達専門官】基本的に、航路標識毎に一つの団体を限定しているものではありません。それぞれの灯台において、より多くの団体が目的に応じた活動を実施していただきたいと考えております。二つ目の組織の所在地の件ですが、必ずしも灯台を管理しているところに事務所を置くというところまでは考えてございません。

【寺崎委員】承知いたしました、ご回答ありがとうございます。

【工藤委員】ありがとうございました、他の委員の方からはございますか。美浜町の三枝委員お願いします。

【三枝委員】美浜町産業課の三枝と申します。よろしく願いいたします。先ほどの寺崎委員と似ている部分もありますが、一つの灯台につき一団体ではないとご回答いただきましたが、複数の団体が指定され、地元で活動する団体と間で、灯台を活用する有り方について、すれ違いなどでトラブルが生じることを心配しています。そのあたりの調整はどのように考えていますでしょうか。また、その場合において灯台所在地の市町村の意見を聞いていただけるのでしょうか。

【岩川企画課長】岩川です。先ほどのお二方のご指摘は関連しているところがございますので、まとめて私から先ほどの回答の補足という面も含めて御説明いたします。法律上は灯台毎に指定するという建て付けになっておりますが、灯台毎に一つと限っているわけではありませんので、二つあっても、その場所に所在地がなくてもよろしいのですが、地域に密着した活動をしていただく必要がございます。審査項目として他の指定団体の制度にもあるように、地域との協調性というものを審査項目として設定してございます。ご指摘のあった点につきましては、協調性の中で見ることとし、もし複数の団体で競合等発生した場合についても、その協調性というものの中で競合部分を相互に調整・連携して解決していただくことについて、どういう努力をいただいているかを見ることとします。その中で地域、特に自治体との関係性もどうなっているか審査することになろうと考えております。

【三枝委員】はい、ありがとうございました。

【工藤委員】ありがとうございます。他に御発言はございますか。特にここまでで問題がな

いようですので、引き続き「第1回募集の進め方(案)」について、事務局から御説明をお願いします。

【寶達専門官】続きまして、「第1回募集の進め方(案)」について、概要を御説明させていただきます。令和3年度につきましては、募集期間としまして本年11月1日から12月24日までの約2月間を考えてございます。提出先につきましては、申請書類等関係書類につきまして灯台を管理している海上保安部等に持参、又は郵送により提出していただくこととし、場合によっては電子データによる申請も考えてございます。また、複数の灯台に係る申請を一括で行いたいという要望もあろうかとございますが、これにつきましては、提出方法については事前に相談させていただく等して、対処したいと考えております。次に、審査につきましては、提出された書類等により申請資格の確認等を行うとともに、活動実績及び活動実施計画の内容が適正であること等についてしっかり審査したいと考えております。また、審査するにあたっては申請書類のみならず、必要に応じて、直接申請があった法人等からのヒアリングを実施したいと考えております。次に、指定前の審査にあたっては、本庁に第三者による審査委員会を設置し、公平性・中立性な立場で審議することを考えております。また、第一回の指定につきましては、来年1月末までには指定を考えてございます。次に、本庁における審査委員会の概要についての案を示しているものでございます。再度、目的につきましては、航路標識協力団体の指定等に関しまして、協力団体の妥当性について評価する組織として審査委員会を設置したいと考えているものです。また、同審査委員会の構成につきましては、公平・中立的な立場にある学識経験者等の委嘱を考えておりまして、委員につきましては5名程度考えております。次に、今後の予定としましては、来年1月上旬に同審査委員会の開催、また、同協力団体の指定については、海上保安庁長官の権限を各海上保安本部長に委任することとなりますが、これらの審査委員会の審議(評価)を踏まえまして、各海上保安本部長につきましては協力団体を指定することとしております。なお、令和4年度以降につきましては、原則、募集期間に合わせて毎年最低でも1回以上は本審査委員会の開催を考えてございます。募集の進め方については以上となります。

【工藤委員】ありがとうございました。ただいま御説明があった内容につきまして、御意見・御質問、コメント等がありましたらお願いします。藤岡委員お願いいたします。

【藤岡委員】藤岡です。この協力団体の指定について確認をさせていただきたいのですが、例えば、すでにこの事業を実施しているところ、代表的なものは燈光会となりますが、そういうものも新たに申請をして審査を受けるということなののでしょうか。事務局のお答えを

お願いいたします。

【寶達専門官】ただいまの御質問の件につきましては、具体的に燈光会さんにつきましては新たに申請をしていただくことで今所要の準備をしていただくこととしております。

【藤岡委員】

わかりました。もう一つ、先月の終わりに読売新聞のサイトで第五管区の紀伊日ノ御碕灯台が一般公開される、それも有料で入れるという話がありました。この場合は、5年間の実績があることにはなりません。このようなものについて、一度は公開したものの今後は公開できなくなるという可能性もあるということでしょうか。

【岩川企画課長】まず法律上の整理といたしましては、指定団体の類型に該当する活動を行っている団体については、極力、協力団体に移行していただくというのが基本的な考え方になります。清掃活動などのような維持管理活動のなかでも土地や建物に変更をきたさないものについては、現行のままで可能と整理している活動もあります。全く灯台の維持管理に関係のないところでの普及啓発活動も指定を要しません。一方で海上保安庁の活動と密接に関連して活動しておられる団体については基本的には移行していただくこととなります。今ご指摘の紀伊日御碕灯台を含め、活動の要件としては最大で5年としておりますが、すべての団体に対して5年とすると柔軟性が著しく損なわれてしまい、今のようなケースについて、地域の理解も十分得られており、海保との連携も十分構築されているというケースについて拾えない場合もできてきますので、最大5年という形にしております。この団体がどういう整理になるかは今後の話ではございますが、5年活動期間がないからと言って指定しないということはない制度設計にしてご提案しております。

【藤岡委員】ありがとうございます。要するに「救い型」で行くという前提だということですね。

【岩川企画課長】はい、制度上は5年なくとも大丈夫なようにしております。

【藤岡委員】了解いたしました。ありがとうございます。

【工藤委員】ほかに御発言はございますか。御発言がないようですので、引き続き最後の項目である「新制度の周知状況」について、事務局から御説明いただきたいと思っております。かなり質問等が多く、当初の予定時間を若干超過しそうでございますので、その点について委員皆様方、よろしくをお願いいたします。では事務局よろしく申し上げます。

【岩崎海上交通企画官】事務局でございます。それでは、「新制度の周知状況」について発表させていただきます。一つ目の目的でございますが、新制度施行（令和3年11月）後、

より多くの関係団体等から航路標識協力団体の指定の申請がなされるように、事前に新制度の周知活動を実施しております。二つ目の周知方法及び内容でございますが、(1) 新制度に関する広報活動、こちら法改正等の広報に合わせ、航路標識協力団体制度の概要を広く一般に周知しております。(2) ですが、既存の団体等に対する個別周知活動ということで、航路標識協力団体の申請の可能性のある団体等に対し、リーフレットを配布するなどして、航路標識協力団体制度の紹介、航路標識協力団体が行う活動の内容について周知しております。続いて添付しておりますのが、周知活動に使用しているリーフレットでございます。最後に既存の団体等に対する周知の状況でございます。こちらは現状灯台等において清掃活動などを行っていただいている団体が29団体ございまして、この29団体につきまして、先ほど運用基準の手引きのなかで御説明させていただきました申請資格の一部の要件をクリアしている団体の状況です。まず一番上が法人格を有する団体が10団体で、内訳は記載のとおりです。法人格がない団体が19団体、規約を有している団体が20団体、有していない団体が8団体、調査中が1団体、活動年数・構成員につきまして要件をクリアしている団体が28団体、要件をクリアしていない団体が1団体でございます。最後に民間団体の活動内容といたしまして、航路標識法第8条に掲げる4種類の協力団体の各業務を整理させていただきます。こちら1団体で複数の業務を行っていただいている団体もございましてダブルカウントが含まれる状況となっております。新制度の周知状況については以上となります。

【工藤委員】ありがとうございました。ただいま御説明があった内容につきまして、委員の皆様から御意見・御質問をお願いいたします。不動委員よろしく申し上げます。

【不動委員】不動です。このようなリーフレットを配布して広く公募することですが、もし可能であれば、このような説明会やもうすでに活動を実施されている団体の代表者に参加していただいて、応募を考えている人へどういう取り組みができるか、問題点含めて情報を共有できる機会があれば良いと感じました。質問などもその場で答えられる機会があれば、より広く多くの団体がこう言った活動に関して興味を持っていただけるのではない多と思えました。以上です。

【工藤委員】事務局何か回答などありますでしょうか。

【岩川企画課長】説明のあり方について、現在は個別に説明している段階であり、またコロナの影響もあり対面での接触は難しい状況もあるようでございます。29団体とは、我々が把握して説明の機会があり、又は、情報提供できた団体数であり、我々としてもより多くの

団体に知っていただく、もっと広がっていくことを我々は望んでおります。緊急事態宣言がどうなるかなど先はわかりませんが、そういった状況を踏まえながら、より多くの方に説明してご理解いただける機会を設けていきたいと考えておりますし、方法につきましては状況を見ながら模索していきたいと考えております。

【不動委員】不動です。ありがとうございます。おっしゃる通り、こういったオンライン形式が各地の方たちに広く伝えられるので良いと思いますので、ご検討いただければと思います。私が言ったのは、今すでに名前が挙がっているところではなく、公募を見てどうしようかと悩んでいる団体に対して、疑問などが解消できるような説明会や意見交換等気軽に参加できるものがあれば良いと思っていました。以上です。

【岩川企画課長】承知いたしました。

【工藤委員】ありがとうございました。そうしますと、今の御質問の、現在もうすでに活動されている団体のアプローチというよりも、もう少し広く広報されるということだと思いますが、発表では広報は法改正に合わせて周知活動をされているということですので、そこで何か工夫ができればということだと私は理解しました。こちらの点について事務局から何かご回答があればお願いします。

【岩川企画課長】今ご指摘の点ですが、我々で把握している団体についてはある程度リサーチできていると思いますが、それ以外の団体につきまして各方面の皆様で把握しておられる団体があれば教えていただきたいと思ひますし、オンライン説明会も一つの方法ではありますが、オンライン説明会の存在を該当の方に知っていただき参加いただかないといけませんので、そのための周知をどうしていくかは課題としてあります。今後今日の説明会を踏まえまして、今後は具体的にガイドラインなり通達として定めますので、これを踏まえて11月施行に向けて今後検討させていただきたいと思ひます。

【工藤委員】ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。特にほかに御発言御発言がないようですので、皆様から御意見をいただきましたが、運用基準（案）についての本質的な修正を求める御意見はなかったと理解しております。従いまして、本日皆様にお示ししました運用基準（案）をもって、航路標識協力団体制度に関する検討会の了承のものとしてさせていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

【各委員】異議等なし

【工藤委員】ありがとうございました。それでは、今後海上保安庁内で所要の手続きの後、

運用基準が策定されることとなりますが、事務局におかれましては運用基準が策定されましたら、策定がなされた旨を委員の皆様にご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは本日の議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

【小笠原海上交通企画官】工藤座長、どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、整理でき次第、各委員にご確認いただきまして、そのうえで、海上保安庁のホームページに掲載させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、閉会にあたりまして、吉永交通部長より、御挨拶を申し上げます。

吉永部長、よろしく申し上げます。

【吉永交通部長】交通部長の吉永でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、御出席頂きありがとうございました。加えて座長を務めて頂きました工藤先生におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

本検討会は、新しく創設しました航路標識協力団体制度の審査基準などを策定することを目的として設置しました。本年7月に第1回目を、そして、本日2回目に最終回を、有意義に開催することができました。本検討会を通じて、皆様方からは、貴重なお話をお聞かせ頂き、示唆に富む多くの御意見を頂きました。私どもとしまして、本制度を発足させるにあたり、大変参考になり、お蔭を持ちまして、本検討会は所期の目的を達成することができました。皆様方に御協力頂きましたことに重ねて感謝申し上げます。

これまでも、灯台があります様々な地域におきまして、灯台を地域のシンボルとして考えて頂き、灯台を守るために、あるいは灯台を生かすために、さまざまな活動をして頂いている方々がいらっしゃることを、大変ありがたく思っています。

この検討会で皆さま方から頂きました御意見も踏まえ、本制度の審査基準などを適切に策定し、しっかりと運用して参りたいと思います。先ほど銚子市の石井課長から、既に指定を受けている団体が事業を追加して行う場合の手続きについて御質問があったかと思いますが、本制度の利用を考えておられる方々、あるいは変更を考えておられる方々には、地元の海上保安部署に、前広に、早めに御相談をいただければと思います。親身になって相談に応じたいと思います。また、不動委員からはそもそも広く本制度を周知するための説明する機会を作ってはどうかとの御意見もございました。そうした説明の機会をどのように設けるか否かにつきましても、どういったことがあり得るのか否か考えさえて頂きたいと思

ます。いずれにしましても、本制度がより多くの方々に活用されることにより、灯台の維持、管理がさらに充実し、灯台を守り、あるいは、活かす活動がさらに活性化し、ひいては、灯台がある地域の活性化にも寄与することを期待したいと思います。

結びに、本検討会を通じて、皆様に御協力頂きましたことに重ねて感謝を申し上げますとともに、私ども海上保安庁に、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

【小笠原海上交通企画官】吉永部長、ありがとうございました。

これもちまして、2回にわけて開催しました航路標識協力団体制度に関する検討会を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —